

### 8・3 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業は、運輸大臣(現国土交通大臣)が平成 10(1998)年 5 月 15 日認可した内航海運暫定措置事業規程に基づき、日本内航海運組合総連合会により、内航海運組合法上の調整事業として同日より実施されている。

この暫定措置事業は、批判が強かった船腹調整事業の解消により、実態上の経済価値を有していた引当資格が無価値化する経済的な影響を考慮した施策であるとともに、内航海運業の構造改革推進の観点から、船腹需給の適正化と競争的市場環境の整備を図るための事業である。

事業概要は別添資料(【資料 8-3-1】)の通りである。

内航海運暫定措置事業の実施状況は、別添資料(【資料 8-3-2】)の通りで、解撤等交付金制度については、これまでに約 1,309 億円が交付された。これに対して建造等納付金は、約 1,058 億円が納付された。

また、ピーク時には 855 億円に達した本事業の借入金も平成 26(2014)年度末時点では、380 億円にまで減少してきている。